



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2019年10月1日

トピックス 今年も大幅な引き上げとなる最低賃金

①最低賃金の種類と改定タイミング

賃金については、都道府県ごとにその最低額（最低賃金）が定められており、企業はその額以上の賃金を労働者に支払うことが義務付けられています。

この最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。このうち「地域別最低賃金」は、毎年10月頃に改定されることになっており、2019年度についても全都道府県の地域別最低賃金の改定額が決定しました。



②2019年度の地域別最低賃金と発効日

2019年度の地域別最低賃金と発効日は、下表の予定となっています。すべての都道府県で26円以上の引き上げとなりました。パートタイマー・アルバイト等の時給者の賃金が最低賃金を下回っていないかを確認するとともに、月給者についても1時間あたりの賃金を算出し、確認するようにしましょう。

2019年度の地域別最低賃金（単位：円）

都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効月日 (2019年)	都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効月日 (2019年)
	改定前	改定後				改定前	改定後		
北海道	835	861	26	10/3	滋賀	839	866	27	10/3
青森	762	790	28	10/4	京都	882	909	27	10/1
岩手	762	790	28	10/4	大阪	936	964	28	10/1
宮城	798	824	26	10/1	兵庫	871	899	28	10/1
秋田	762	790	28	10/3	奈良	811	837	26	10/5
山形	763	790	27	10/1	和歌山	803	830	27	10/1
福島	772	798	26	10/1	鳥取	762	790	28	10/5
茨城	822	849	27	10/1	島根	764	790	26	10/1
栃木	826	853	27	10/1	岡山	807	833	26	10/2
群馬	809	835	26	10/6	広島	844	871	27	10/1
埼玉	898	926	28	10/1	山口	802	829	27	10/5
千葉	895	923	28	10/1	徳島	766	793	27	10/1
東京	985	1013	28	10/1	香川	792	818	26	10/1
神奈川	983	1011	28	10/1	愛媛	764	790	26	10/1
新潟	803	830	27	10/6	高知	762	790	28	10/5
富山	821	848	27	10/1	福岡	814	841	27	10/1
石川	806	832	26	10/2	佐賀	762	790	28	10/4
福井	803	829	26	10/4	長崎	762	790	28	10/3
山梨	810	837	27	10/1	熊本	762	790	28	10/1
長野	821	848	27	10/4	大分	762	790	28	10/1
岐阜	825	851	26	10/1	宮崎	762	790	28	10/4
静岡	858	885	27	10/4	鹿児島	761	790	29	10/3
愛知	898	926	28	10/1	沖縄	762	790	28	10/3
三重	846	873	27	10/1					

トピックス 企業が行う手続きのオンライン・ワンストップ今後の方向性の一つとして報告



令和元年8月27日に開催された「第24回税制調査会」において、今後の納税環境整備に関する報告が行われ、「税務手続きのデジタル化」、「税務署窓口のスマート化」等の方向性が示されました。

その中で、税務手続きはもちろん、社会保険の手続きについても「企業が行う手続きのオンライン・ワンストップ化」が取り上げられておりますのでご紹介します。

.....企業が行う手続きのオンライン・ワンストップ化のイメージ.....

○ 法人設立オンライン・ワンストップ

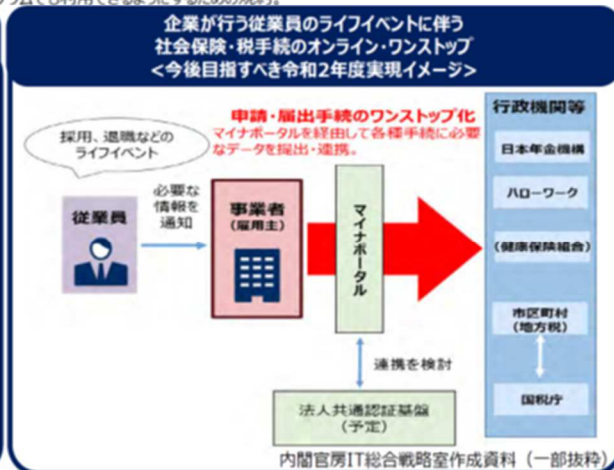
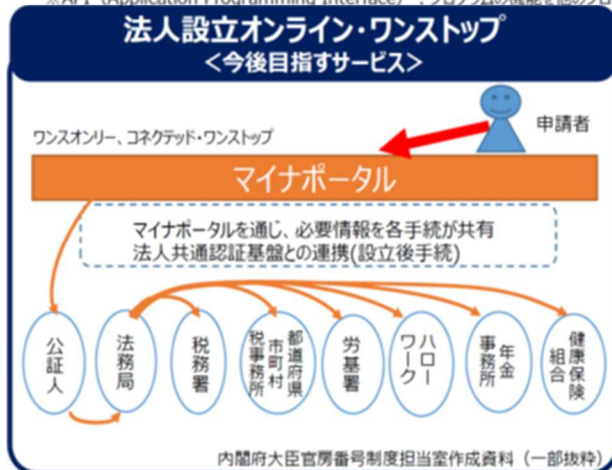
これまで縦割り・バラバラだった手続きをマイナポータルを活用してワンストップ化を実現。

- 令和元年度中：設立後の手続きについてワンストップサービスを開始。
- 令和2年度中：設立時の手続き（定款認証・設立登記）も含めたワンストップサービスを開始。

○ 企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続きのオンライン・ワンストップ

従業員の採用、退職等のライフイベントに伴う社会保険・税手続き等について、令和2年11月頃から順次、マイナポータルのAPI[※]を活用したオンライン・ワンストップ化を開始する。

※API（Application Programming Interface）：プログラムの機能を他のプログラムでも利用できるようにするための規約。



★政府は、行政手続きのデジタル化を推し進めています。順調に事が運べば、ここ数年の間に、行政手続きの簡素化が飛躍的に進み、企業の実務も激変することになりそうです。

改正消費税法の対応に関するお知らせ

令和1年10月1日より、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」に基づき、消費税率が8%から10%に引き上げられることが閣議決定されました。

これに伴う消費税等の取扱いにつきまして、下記の通りご案内申し上げます。誠に恐れ入りますが、ご理解賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

記

改正法により、令和1年10月1日以降に請求する報酬等に係る消費税率は、新税率10%で請求させていただきます。

1. 令和1年9月30日以前のご請求について
税抜き報酬額 + 消費税 8%でご請求いたします。
2. 令和1年10月1日以降のご請求について
税抜き報酬額 + 消費税 10%でご請求いたします。



あとがき◆つちはし事務所より

★今年の10月1日は、様々な改正が目白押しです。まずは、①消費税率の引き上げ。当事務所でも10月1日より新税率で請求させていただきますので、よろしくお願ひいたします。そのほか、②幼児教育と保育の無償化、③年金生活者支援給付金制度の開始、④キャッシュレス決済のポイント還元など、消費税率引き上げに伴う新しい制度が続々登場で目が離せません。

★もう1つ要注意なのが⑤最低賃金の引上げです。徳島県の最低賃金は793円となりますので、月給者の場合、通勤手当や皆勤手当等を除いて 138,000円未満の場合、最低賃金を下回っている可能性がありますのでご注意ください。さらに10人未満で週44時間制を採用している場合は、152,000円未満で最低賃金割れの可能性があるので要チェックです。また、県外に支店や営業所がある場合はその土地の最低賃金を確認しておく必要があります。早めの対応をお願いいたします。

